

NPO法人消費者市民ネットおきなわ 入会申込書

「NPO法人 消費者市民ネットおきなわ」へ入会を申し込みます。

申込日	年 月 日		
会員種別	※該当する会員種別の□にチェック✓を記入してください。 正会員 NPO法人消費者市民ネットおきなわの目的に賛同して入会する個人及び団体 <input type="checkbox"/> 個人正会員 <input type="checkbox"/> 団体正会員		
	賛助会員 NPO法人消費者市民ネットおきなわの事業を賛助する個人及び団体 <input type="checkbox"/> 個人賛助会員 <input type="checkbox"/> 団体賛助会員		
申込者名	※団体の場合は団体名		
住所			
連絡先	電話		
	E mail		
	団体の場合は 右欄も記入	担当者名	
		担当部署	
加入口数	_____ □ _____ 円 正会員 個人(1口以上) 1口 1,000円 団体(1口以上) 1口 10,000円 賛助会員 個人(1口以上) 1口 500円 団体(1口以上) 1口 10,000円		
会費の振込先	琉球銀行 真栄原支店 普通預金 口座番号 444439 NPO法人消費者市民ネットおきなわ 理事長 三宅 俊司		
事務所	沖縄県那覇市安里45番地 久米国鼎会会館4階 E-mail oki-net@ossnet.jp 電話090-988-8744		
担当者連絡先	事務局長 東江建(沖縄県生協連) E-mail o-kenren@ossnet.jp 電話098-943-1700		

1. 設立趣旨書

私たちは消費者ネットワークの輪を広げ堅固なものとして、消費者の真の権利実現のために種々の活動を行っていきます。

近年、商品・サービスの多様化、サラ金・クレジット利用の一般化など消費者環境の変化に伴い、様々な消費者被害、トラブルが激増しています。度重なる特定商取引法の改正及び貸金業法や割賦販売法の大幅な改正によって既存の悪質商法は一時的に陰をひそめても、新たに複雑巧妙化した悪徳商法はあとを絶たず、若年層から高齢者まで消費者被害は広範囲に及んでいます。

2004年にそれまでの消費者保護法に代る消費者基本法が制定され、消費者の権利の尊重と自立支援が掲げられました。又、2012年12月に施行された消費者教育推進法では、消費者が主体的に消費者市民社会を形成、発展させるべきことが謳われています。しかし消費者と事業者との間に横たわる情報力・交渉力の格差故、同法の理念の実現のためには実行力を備える消費者団体の存在が不可欠です。

ところで、2006年に法制化されたのが、事業者による不当な勧誘行為および不当な契約条項を使用した契約について、適格消費者団体が差し止めをし、以て消費者被害の事前防止をはかる制度です。更に実際に被害に遭ってしまった場合には、「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の法案化が進められています。

私たちは、このような権限を行使して消費者被害の救済ならびに未然防止を行える団体に成長していくことを目的としています。適格消費者団体として訴訟活動を行うには法人として内閣府からの認定を受けることが条件となります。よって非営利活動を目的とする特定非営利活動法人設立を求めるものです。

2. 事務所 沖縄県那覇市安里 45 番地 久米国鼎会会館 4 階
☎ 0 9 0 - 9 8 8 - 8 7 4 4

3. 設立年月日 設立総会 2 0 1 3 年 4 月 1 8 日、

4. 役員

理事長 : 三宅俊司 (弁護士)
副理事長 : 仲宗根京子 (消費者センター沖縄)
理事 : 高良祐之 (弁護士)
平良卓也 (弁護士)
横井理人 (弁護士)
徳田博人 (琉球大学教員)
古堅忠司 (コープおきなわ)
安里長従 (司法書士)
佐久川聡 (司法書士)
青山憲佐子 (社会保険労務士)
宮城初枝 (消費者センター沖縄)
富村香代子 (消費者センター沖縄)
潮田明美 (消費者センター沖縄)
監事 : 赤嶺和子 (消費者センター沖縄)
大嶺美智子 (消費者センター沖縄)
(※2024年3月31日現在)

5. 会員数 138 名 2024 年 3 月 31 日現在